

令和6年9月19日（木曜日）決算特別委員会

○出席委員（14名）

2番	佐藤政人	委員	3番	野口康一郎	委員
4番	児玉崇	委員	5番	月光裕晶	委員
6番	安孫子義徳	委員	7番	太田陽子	委員
8番	佐藤耕治	委員	10番	渡邊賢一	委員
11番	伊藤正彦	委員	12番	古沢清志	委員
13番	太田芳彦	委員	14番	沖津一博	委員
15番	荒木春吉	委員	16番	阿部清	委員

○欠席委員（なし）

○遅刻委員（なし）

○早退委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	齋藤真朗	副市長
佐藤志津男	教育長	久保田洋子	病院事業管理者
猪倉秀行	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長	東海林恒	企画創成課長
石橋慶幸	みらい協働課長	佐藤倫久	デジタル戦略 課長
小林博之	財政課長	安孫子廣美	税務課長
渡辺智昭	市民生活課長	菊地正博	防災危機管理 課長
佐藤利美	建設管理課長 補佐	渡邊健一	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長
白田純一	商工推進課長	後藤英明	さくらんぼ観光 課長
小林弘之	福祉国保課長	黒田美紀	健康増進課長
志鎌重美	子育て推進課長	寺西里衣	会計管理者（兼） 会計課長
大江幸範	上下水道課長	山田良一	病院事務長
今野育男	学校教育課長	安彦絵美	生涯学習課長
笹原泰治	スポーツ振興 課長	大沼勇	監査委員
後藤健一郎	監査委員	渡邊昭	監査委員 局長

○事務局職員出席者

東海林茂美	事務局長	伊藤正弘	局長補佐
堀和敏	総務係主任	熊谷拓哉	総務係主事

決算特別委員会議事日程第1号 第3回定例会
令和6年9月19日(木) 本会議終了後開議

開 会

- 日程第 1 認第 1 号 令和5年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
〃 2 認第 2 号 令和5年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 3 認第 3 号 令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 4 認第 4 号 令和5年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 5 認第 5 号 令和5年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
〃 6 認第 6 号 令和5年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
〃 7 認第 7 号 令和5年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
〃 8 議第44号 令和5年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
〃 9 議第45号 令和5年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
〃 10 議案説明
〃 11 質疑
〃 12 分科会分担付託
散 会

本日の会議に付した事件

議事日程第1号に同じ

開 会 午前9時41分

○太田芳彦委員長 おはようございます。
ただいまから決算特別委員会を開会いたします。

出席委員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議 案 上 程

○太田芳彦委員長 日程第1、認第1号令和5年

度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第9、議第45号令和5年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの9案件を一括議題といたします。

議 案 説 明

○太田芳彦委員長 日程第10、議案説明であります。

初めに、認第1号令和5年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認第6号令和5年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、

三泉) 歳入歳出決算の認定についてまでの6案件について当局より説明を求めます。寺西会計管理者。

○寺西里衣会計管理者(兼) 会計課長 おはようございます。

令和5年度寒河江市一般会計及び特別会計決算の概要について御説明申し上げます。

初めに、認第1号令和5年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

なお、金額につきましては、1,000円未満の数字は切捨てとさせていただきますので、よろしく願いいたします。

歳入について御説明いたします。令和5年度寒河江市歳入歳出決算書の3ページ、4ページを御覧ください。

款ごとの収入済額と前年度と比較した増減率を申し上げます。

第1款市税は収入済額が52億3,948万5,000円で、前年度比0.5%の増であります。

第2款地方譲与税は1億3,605万7,000円で、1.0%の増。

第3款利子割交付金は127万8,000円で、19.5%の減。

第4款配当割交付金は1,549万6,000円で、12.3%の増。

第5款株式等譲渡所得割交付金は1,867万9,000円で、92.8%の増。

第6款法人事業税交付金は7,795万8,000円で、16.9%の増。

第7款地方消費税交付金は10億4,246万7,000円で、0.5%の減。

第8款環境性能割交付金は1,409万4,000円で、26.7%の増。

5ページ、6ページを御覧ください。

第9款地方特例交付金は5,093万1,000円で、0.2%の増。

第10款地方交付税は48億7,395万8,000円で、

0.9%の増。

第11款交通安全対策特別交付金は586万1,000円で、9.2%の減。

第12款分担金及び負担金は8,834万9,000円で、3.4%の減。

第13款使用料及び手数料は8,025万8,000円で、3.2%の増。

第14款国庫支出金は38億547万9,000円で、3.0%の増。

第15款県支出金は15億371万2,000円で、12.8%の減。

第16款財産収入は4,323万9,000円で、0.3%の増。

7ページ、8ページを御覧ください。

第17款寄附金は32億8,393万6,000円で、21.2%の減。

第18款繰入金は19億4,514万7,000円で、26.0%の減。

第19款繰越金は5億3,056万5,000円で、0.6%の減。

第20款諸収入は14億224万4,000円で、1.3%の減。

第21款市債は12億7,060万円で、3.6%の減であります。

以上、歳入合計は収入済額254億2,979万8,000円で、前年度比6.1%の減であります。

次に、歳出であります。9ページ、10ページを御覧ください。

款ごとの支出済額と前年度と比較した増減率を申し上げます。

第1款議会費は支出済額が1億6,253万8,000円で、1.6%の増。

第2款総務費は73億6,091万6,000円で、8.5%の減。

第3款民生費は71億387万4,000円で、5.3%の増。

第4款衛生費は15億2,683万5,000円で、36.1%の減。

第5款労働費は2,201万9,000円で、0.2%の増。

第6款農林水産業費は5億6,319万3,000円で、29.5%の減。

11ページ、12ページを御覧ください。

第7款商工費は15億2,627万2,000円で、14.3%の減。

第8款土木費は19億5,059万2,000円で、8.3%の減。

第9款消防費は6億4,282万4,000円で、2.1%の増。

第10款教育費は18億2,478万5,000円で、1.5%の増。

第11款災害復旧費は1億2,098万6,000円で、334.0%の増。

第12款公債費は15億2,573万3,000円で、2.5%の減であります。

以上、歳出合計は支出済額243億3,057万2,000円で、前年度比6.7%の減であります。

13ページを御覧ください。

この結果、歳入歳出差引き残額は10億9,922万6,000円となり、これより繰越明許費に係る翌年度へ繰り越すべき財源8,521万5,000円を差し引いた実質収支額は10億1,401万1,000円で、前年度比9.4%の増であります。

また、地方自治法第233条の2及び寒河江市財政調整基金条例の規定により、財政調整基金に5億1,000万円を繰り入れ、残る5億401万1,000円は翌年度に繰越しをしております。

次に、認第2号令和5年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

14ページ、15ページを御覧ください。

歳入であります。第1款国民健康保険税は収入済額7億1,365万1,000円。

第4款県支出金30億2,883万7,000円。

第6款繰入金3億1,815万7,000円。

第7款繰越金6,717万9,000円などあります。

歳入合計は41億3,192万3,000円で、前年度比0.3%の増であります。

次に、歳出であります。16ページ、17ページを御覧ください。

第2款保険給付費は支出済額29億367万5,000円。

第3款国民健康保険事業費納付金9億2,348万4,000円などあります。

18ページ、19ページを御覧ください。

歳出合計は39億9,273万8,000円で、前年度比1.5%の減であります。この結果、歳入歳出差引き残額は1億3,918万4,000円となり、これは翌年度に繰越しをしております。

次に、認第3号令和5年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

20ページ、21ページを御覧ください。

歳入であります。第1款保険料は収入済額4億1,482万3,000円。

第3款繰入金1億4,131万7,000円などで、歳入合計は5億8,153万3,000円で、前年度比4.5%の増であります。

次に、歳出であります。22ページ、23ページを御覧ください。

第2款後期高齢者医療広域連合納付金は支出済額5億5,463万円などで、歳出合計は5億7,065万3,000円で、前年度比4.7%の増であります。この結果、歳入歳出差引き残額は1,087万9,000円となり、これは翌年度に繰越しをしております。

次に、認第4号令和5年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

24ページ、25ページを御覧ください。

歳入であります。第1款保険料は収入済額9億4,399万2,000円。

第3款国庫支出金10億4,016万7,000円。

第4款支払基金交付金11億734万9,000円。

第5款県支出金 5億9,644万5,000円。

第7款繰入金 6億3,419万1,000円などであり
ます。

歳入合計は45億2,767万円で、前年度比1.9%
の減であります。

次に、歳出でありますが、26ページ、27ペー
ジを御覧ください。

第2款保険給付費は支出済額39億6,844万
4,000円。

第4款地域支援事業費 1億5,522万8,000円な
どであり、歳出合計は43億9,789万円で、前年
度比0.7%の減であります。

28ページを御覧ください。

この結果、歳入歳出差引き残額は1億2,978
万円となり、これは翌年度に繰越しをしてお
ります。

次に、認第5号令和5年度寒河江市介護認定
審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて御説明申し上げます。

29ページ、30ページを御覧ください。

歳入でありますが、第1款分担金及び負担金
は収入済額1,270万4,000円などであり、歳入合
計は2,633万6,000円で、前年度比1.7%の増で
あります。

次に、歳出でありますが、31ページ、32ペー
ジを御覧ください。

第1款介護認定審査会費は支出済額2,031万
1,000円で、歳出合計も同額であり、前年度比
0.6%の増であります。この結果、歳入歳出差
引き残額は602万4,000円となり、これは翌年度
に繰越しをしております。

次に、認第6号令和5年度寒河江市財産区特
別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認
定について御説明申し上げます。

33ページ、34ページを御覧ください。

歳入でありますが、第1款高松財産区は収入
済額21万5,000円。

第2款醍醐財産区は17万2,000円。

第3款三泉財産区は23万7,000円。

歳入合計は62万6,000円で、前年度比27.7%
の減であります。

次に、歳出でありますが、35ページ、36ペー
ジを御覧ください。

第1款高松財産区は支出済額12万7,000円。

第2款醍醐財産区は11万3,000円。

第3款三泉財産区は12万1,000円。

歳出合計は36万1,000円で、前年度比45.6%
の減であります。この結果、歳入歳出差引き残
額は26万4,000円となり、これは翌年度へ繰越
しをしております。

以上、一般会計及び5特別会計の決算の概要
について御説明を申し上げましたが、詳細につ
きましては、事項別明細書及び主要な施策の成
果に関する説明書を御覧くださいますようお願い
申し上げます。

○**太田芳彦委員長** 次に、認第7号令和5年度寒
河江市立病院事業会計決算の認定について当局
より説明を求めます。久保田病院事業管理者。

○**久保田洋子病院事業管理者** おはようございま
す。

認第7号令和5年度寒河江市立病院事業会計
決算の認定について御説明申し上げます。

なお、金額につきましては、1,000円未満の
数字は切捨てとさせていただきますので、よろ
しくお願いいたします。

それでは、決算書1ページを御覧ください。

決算報告書でございますが、消費税込みの金
額となっております。

初めに、収益的収入及び支出であります。

収入の第1款病院事業収益の決算額は、前年
度比3.5%減の19億6,079万1,000円で、支出の
第1款病院事業費用の決算額は、前年度比
0.6%増の19億8,789万5,000円であります。

次に、2ページを御覧ください。

資本的収入及び支出であります。

収入の第1款資本的収入の決算額は、前年度

比77.6%増の2億2,135万円で、支出の第1款資本的支出の決算額は、前年度比54.0%増の2億6,251万6,000円であります。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4,116万6,000円は、欄外下段に記載のとおり損益勘定留保資金などで補填しております。

次に、3ページを御覧ください。

損益計算書であります。これ以降は消費税抜き金額となっております。

1の医業収益は、入院収益及び外来収益、他会計負担金など合計15億8,728万9,000円であります。

2の医業費用は、給与費のほかに診療等に係る材料費、施設の維持管理経費及び減価償却費などが主なもので、合計19億4,381万円であります。

3の医業外収益は、他会計負担金や他会計補助金、県補助金など合計3億7,186万6,000円あります。

4の医業外費用は、企業債利息など合計6,081万円であります。

この結果、経常損失は4,546万5,000円となり、5の特別利益、6の特別損失がございませので、当年度純損失は経常損失と同額の4,546万5,000円となりました。

これに前年度繰越欠損金34万8,000円を加えた当年度未処理欠損金は4,581万3,000円となりました。

次に、4ページを御覧ください。

剰余金計算書及び欠損金処理計算書ですが、先ほど申し上げました当年度未処理欠損金4,581万3,000円を翌年度に繰り越すものであります。

次に、5ページを御覧ください。

貸借対照表でございます。

最初に、資産の部、1の固定資産であります。有形固定資産の合計が12億3,519万4,000円

で、これに無形固定資産5万1,000円及び投資2,811万5,000円を加え、合計12億6,336万1,000円あります。

2の流動資産であります。現金預金、未収金、貯蔵品で合計5億3,717万8,000円あります。

この結果、資産合計は18億53万9,000円あります。

次に、負債の部ですが、1の固定負債は企業債及びリース債務で合計3億5,424万3,000円であり、2の流動負債は未払金、企業債、引当金など合計2億6,101万円であります。

3の繰延収益は、長期前受金2億6,284万円から長期前受金収益化累計額1億9,310万3,000円を差し引いた6,973万6,000円となり、この結果、負債合計は6億8,499万円であります。

次に、資本の部ですが、1の資本金は11億2,330万3,000円、2の剰余金は資本剰余金が3,806万円、欠損金が4,581万3,000円で、剰余金合計はマイナス775万3,000円となり、資本合計は11億1,554万9,000円あります。

この結果、負債合計と資本合計を合わせた負債資本合計は18億53万9,000円であり、資産合計と同額となるものであります。

なお、6ページ以降に附属資料を添付しておりますので、御参照くださいますようお願いいたします。

以上、寒河江市立病院事業会計の決算について御説明を申し上げます。よろしく願い申し上げます。

○**太田芳彦委員長** 次に、議第44号令和5年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について及び議第45号令和5年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての2案件について当局より説明を求めます。大江上下水道課長。

○**大江幸範上下水道課長** 議第44号令和5年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定

について御説明申し上げます。

金額につきましては、1,000円未満の金額は省略させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

決算書1ページを御覧ください。

決算報告書でございますが、消費税込みの金額となっております。

初めに、収益的収入及び支出であります。収入の1款水道事業収益の決算額は、前年度比0.1%減の10億7,772万8,000円で、支出の1款水道事業費用の決算額は、前年度比0.1%減の9億6,500万4,000円であります。

次に、2ページを御覧ください。

資本的収入及び支出であります。収入の1款資本的収入の決算額は、前年度比13.2%増の1億7,097万6,000円で、支出の1款資本的支出の決算額は、前年度比20.2%増の7億2,204万1,000円であります。この結果、収入額が支出額に対して不足する額5億5,106万4,000円は、欄外下段に記載のとおり損益勘定留保資金及び建設改良積立金などで補填しております。

次に、3ページを御覧ください。

損益計算書でございます。これ以降は消費税抜きの金額となっております。

1の営業収益は給水収益が主なもので、合計8億8,499万9,000円であります。

2の営業費用は、浄水及び配給水費など合計9億29万5,000円であります。

3の営業外収益は、受託金、長期前受金戻入など合計1億198万5,000円であります。

4の営業外費用は、支払利息など合計2,161万5,000円であります。

5の特別損失は213万5,000円であります。

この結果、当年度純利益は6,293万8,000円であり、これに前年度繰越利益剰余金5,736万7,000円とその他未処分利益剰余金変動額3億1,500万円を加えた当年度未処分利益剰余金は4億3,530万5,000円であります。

次に、4ページを御覧ください。

剰余金計算書でございます。

資本剰余金であります。前年度からの増減はなく、1,584万6,000円であります。

次に、利益剰余金であります。前年度から繰越した未処分利益剰余金処分後残高5,736万7,000円に補填財源として使用した建設改良積立金3億1,500万円及び当年度純利益6,293万8,000円を加えることにより、当年度末残高は4億3,530万5,000円であります。

この結果、利益剰余金合計年度末残高は9億9,405万8,000円となったところであります。

次に、6ページを御覧願います。

貸借対照表でございます。

先に資産の部であります。1の固定資産と2の流動資産で、資産合計は106億6,179万8,000円であります。

次に、負債の部であります。3の固定負債と4の流動負債及び5の繰延収益で、負債合計は31億9,088万7,000円であります。

次に、資本の部であります。6の資本金と7の剰余金で、資本合計74億7,091万1,000円であります。

その結果、負債合計と資本合計を合わせた負債資本合計は106億6,179万8,000円となり、前に申し上げた資産合計と同額となるものであります。

次に、利益の処分について申し上げます。

戻っていただきまして、5ページの剰余金処分計算書（案）について御説明申し上げます。

未処分利益剰余金当年度末残高4億3,530万5,000円から建設改良積立金に6,290万円を積み立て、3億1,500万円を資本金へ組み入れ、合計3億7,790万円を処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

また、処分後残高5,740万7,000円は翌年度へ繰越しとなるものでございます。

なお、8 ページ以降に決算附属資料を添付してございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議第45号令和5年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

決算書1 ページを御覧ください。

金額につきましては、1,000円未満の数字は省略させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

決算報告書でございますが、消費税込みの金額となっております。

初めに、収益的収入及び支出であります。収入の1 款下水道事業収益の決算額は、前年度比0.4%増の15億2,679万7,000円で、支出の1 款下水道事業費用の決算額は、前年度比1 %減の14億708万3,000円であります。

次に、2 ページを御覧ください。

資本的収入及び支出であります。収入の1 款資本的収入の決算額は、前年度比2 %減の4億7,628万6,000円で、支出の1 款資本的支出の決算額は、前年度比1.7%減の10億345万3,000円であります。

この結果、収入が支出に対して不足する額5億2,716万7,000円は、欄外下段に記載のとおり損益勘定留保資金及び減債積立金などで補填しております。

次に、3 ページを御覧ください。

損益計算書でございます。これ以降は消費税抜きの金額となっております。

1 の営業収益は下水道使用料、雨水処理負担金が主なもので、合計6 億4,286万3,000円であります。

2 の営業費用は汚水・雨水施設及び浄化槽に係る維持管理費及び減価償却費などが主なもので、合計12億3,755万円であります。

3 の営業外収益は他会計負担金補助金及び長期前受金戻入などが主なもので、合計8 億

2,670万9,000円であります。

4 の営業外費用は、支払利息など合計1 億2,969万3,000円であります。

5 の特別利益は84万円で、6 の特別損失は284万2,000円であります。

この結果、当年度純利益は1 億32万6,000円であります。これに前年度繰越利益剰余金15万1,000円とその他未処分利益剰余金変動額1,454万5,000円を加えた当年度未処分利益剰余金は1 億1,502万4,000円であります。

次に、4 ページを御覧ください。

剰余金計算書でございます。

資本剰余金であります。前年度からの増減はなく、3 億1,250万8,000円であります。

次に、利益剰余金であります。昨年度から繰越しした未処分利益剰余金処分後残高15万1,000円に補填財源として使用した減債積立金1,454万5,000円及び当年度純利益1 億32万6,000円を加えることにより、当年度末未処分利益剰余金残高は1 億1,502万4,000円となります。

次に、6 ページを御覧ください。

貸借対照表でございます。

先に資産の部であります。1 の固定資産と2 の流動資産で、資産合計は225億5,039万8,000円あります。

次に、負債の部であります。3 の固定負債と4 の流動負債及び5 の繰延収益で、負債合計は188億156万5,000円あります。

次に、資本の部であります。6 の資本金と7 の剰余金で、資本合計は37億4,883万3,000円となります。

負債と資本の合計である負債資本合計は225億5,039万8,000円で、前に申しあげました資産合計と同額となるものであります。

次に、利益の処分について申し上げます。

戻っていただきまして、5 ページの剰余金処分計算書（案）について御説明申し上げます。

未処分利益剰余金当年度末残高 1 億1,502万4,000円から減債積立金に1,454万5,000円、建設改良積立金に8,570万円を積み立て、1,454万5,000円を資本金へ組み入れ、合計 1 億1,479万1,000円を処分することについて、地方公営企業法第32条第 2 項の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

また、処分後残高23万2,000円は翌年度への繰越しとなるものでございます。

なお、9 ページ以降に決算附属資料を添付してございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

質 疑

○太田芳彦委員長 日程第11、これより質疑に入りますが、各委員の所属する分科会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、質疑の際はページ数を示し要点を簡潔に一括して発言され、また、執行部におきましても、質問者の意をよく捉えられ、簡潔にして適切に答弁されますよう御協力願います。

初めに、認第 1 号令和 5 年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の歳入全部について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第 1 款及び歳出第 2 款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第 3 款及び歳出第 4 款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第 5 款から歳出第 7 款までについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第 8 款及び歳出第 9 款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第10款について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、歳出第11款から歳出第13款までについて質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第 2 号令和 5 年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第 3 号令和 5 年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第 4 号令和 5 年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第 5 号令和 5 年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第 6 号令和 5 年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、認第 7 号令和 5 年度寒河江市立病院事業会計決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第44号令和 5 年度寒河江市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、議第45号令和 5 年度寒河江市下水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてに対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

分科会分担付託

○太田芳彦委員長 日程第12、分科会分担付託であります。

このことにつきましては、お示ししております分科会分担付託案件表のとおり、それぞれの分科会に分担付託いたします。

分科会分担付託案件表

分 科 会	分担付託案件
総務産業分科会	認第1号中歳入全部、歳出第1款、歳出第2款の一部、歳出第5款、歳出第6款、歳出第7款、歳出第8款、歳出第9款、歳出第11款、歳出第12款、歳出第13款、認第6号、議第44号、議第45号
厚生文教分科会	認第1号中歳出第2款の一部、歳出第3款、歳出第4款、歳出第10款、認第2号、認第3号、認第4号、認第5号、認第7号

散 会 午前10時25分

○太田芳彦委員長 本日はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。